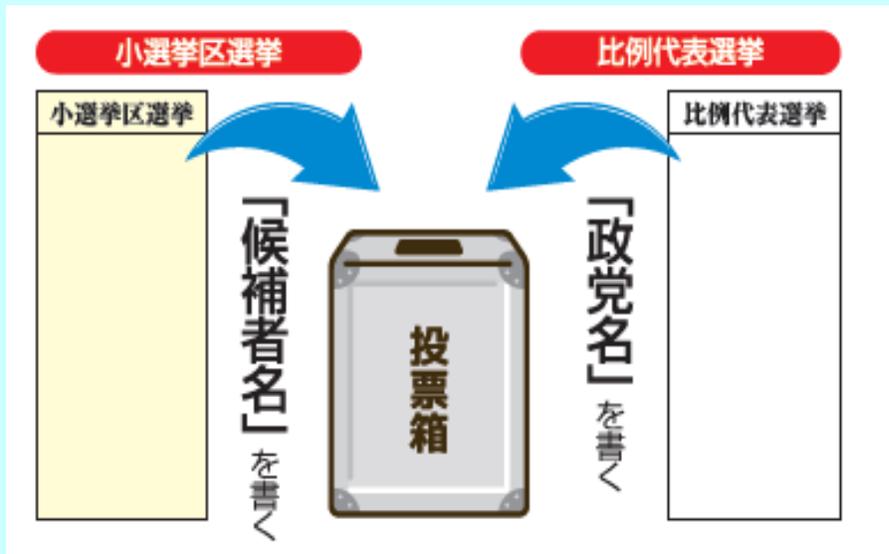


第50回衆議院選挙投票に行こう!!!



公示日と投票日を書きましょう

公示日 10月15日(火)

公示日翌日から投票日前日まで

期日前投票 できます!

投票日 10月27日(日)

投票日に行けない方は期日前投票

理由はなんでもOK

- 出張などの仕事や冠婚葬祭などの予定がある方
- 旅行などの予定が入っている方
- 入院や出産などでその日に投票に行けない方

投票できる期間 | 公示日の翌日から投票日の前日まで

投票できる時間 | 8:30~20:00 ※それぞれ2時間以内の繰上げ・繰下げあり

投票場所 | 選挙人名簿に登録されている市区町村の「期日前投票所」
詳しくは市区町村の選挙管理委員会に確認してください。

連合